

最大
40万円

29歳以下の新婚世帯の
新生活を応援します!!!



こちらの要件を満たす世帯が対象です

- ・鯖江市に住民票の登録があり、市税滞納がないこと
- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理されていること
- ・婚姻日の年齢が共に39歳以下で、どちらかが29歳以下
- ・令和4年中の所得が夫婦合わせて500万円未満

詳しくはHPで確認しよう!

支援金額の目安

1世帯あたり30万~40万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります

